

市型預かり保育等（※）における非常災害時（風水害）の対応の基本的な考え方

※私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育事業）、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

1 休止等の判断基準

(1) 気象警報の発令等に伴い休止等とする場合

気象警報の発令等により、①土砂災害警戒区域や洪水・高潮・津波による浸水想定区域（以下「洪水等による浸水想定区域」）に所在する施設と②それ以外の区域に所在する施設ごとに、次表により休止等の対応をお願いします。

①土砂災害警戒区域や洪水等による浸水想定区域に所在する園の対応

	特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮）	公共交通機関の計画運休（完全運休）の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合	警報・注意報以下
避難情報（※1）あり ○警戒レベル5（緊急安全確保） ○警戒レベル4（避難指示） ○警戒レベル3（高齢者等避難）	<u>休止</u>	<u>休止</u>	<u>休止</u>
	在園児がいる場合は避難行動をとってください。		
避難情報 なし	<u>休止</u> 在園児がいる場合は避難行動をとってください。	<u>園の判断で利用自粛やお迎えの要請を行うことができます。</u>	/

※1 土砂災害計画区域や洪水等による浸水想定区域等ごとに区長（又は市長）が発令します。

②土砂災害警戒区域や洪水等による浸水想定区域以外に所在する園の対応

特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮）	公共交通機関の計画運休（完全運休）の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合
<u>休止</u> 在園児がいる場合は避難行動をとってください。	<u>園の判断で利用自粛やお迎えの要請を行うことができます。</u>

(2) 保育従事者の配置状況により休止等とする場合

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に、特別警報の発令が想定されている状況等※において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、保育従事者を複数配置できない場合は市型預かり保育等を休止してください。

また、複数配置ができる場合であっても通常の保育従事者の配置が困難である場合は、園の判断で、保護者に対して利用自粛やお迎えの要請を適宜行うことができます。

※今後の気象情報等については、下記の気象庁のホームページ（神奈川県東部の早期注意情報）を参考にしてください。

【URL】 https://www.jma.go.jp/jp/warn/f_1410000.html

保育従事者の配置	
1人以下の配置となる場合	複数配置は可能であるが、通常の配置ができない場合
休止してください。	<u>園の判断で利用自粛やお迎えの要請を行うことができます。</u>

2 保護者への連絡体制の確保

- (1) 年度初め等に、緊急時の引き渡し者について、保護者から書面等で確認してください。また、避難時の持ち出しに対応できるよう改めて御準備をお願いします。
- (2) 避難行動等を行う場合は、緊急メール等で保護者に避難先をお知らせください。

3 市型預かり保育等の実施時間中の情報収集及び避難行動にあたっての留意点

- (1) 市型預かり保育等を実施していただいている時間中も、気象情報や避難情報等を随時収集し、各園の所在する地域に「高齢者等避難（警戒レベル3）」以上が出された場合は、各園が避難確保計画で予め定めている場所へ避難するとともに、保護者へ避難先の連絡及び速やかなお迎えの協力を要請してください。
- (2) 保護者のお迎えまで、園児を安全に預かることができる体制の確保をお願いします。災害対応業務への従事や交通機関の影響で、保護者のお迎えが遅れる場合も同様です。
- (3) 土砂災害警戒区域や洪水等による浸水想定区域に所在する園が指定された避難所に避難する際は、持ち出し物品や保護者との連絡先等の書類を持参する必要があります。
該当する園については、市防災計画にて作成を義務付けられている避難確保計画のひな形に避難確保資機材一覧が示されているので、これを参考に準備をお願いします。
また、上記の区域に所在していない園についても、地震などの大規模災害時を想定した避難時の持ち出し物品に、風水害も想定した物品を加えるなどしてください。

4 市型預かり保育等の再開及び停電による断水等による休止等

台風等が通過した後の市型預かり保育等の再開にあたっては、職員の安全、園舎の被害状況や周辺状況を確認し、安全な保育ができる環境を確認したうえで、受入れをお願いします。

また、停電による断水や床上浸水、園舎の損壊等により、園児を安全に保育することが困難であると判断する場合は、市型預かり保育等は休止としてください。

5 市型預かり保育等の休止等に関する保護者及び横浜市への連絡

上記1及び4いずれの場合による休止であっても、休止の決定について、速やかに保護者へ連絡をお願いいたします。その後、事業休止報告書により保育・教育運営課幼児教育係へも報告してください。

6 園の被害状況の報告のお願い（※依頼させていただく場合は、別途御連絡します。）

市型預かり保育等の休止状況等によっては対応を検討する必要があるため、保育・教育運営課幼児教育係に対して、被害状況等の報告をお願いする場合があります。

報告方法や内容、期日等については、別途依頼しますので、その際は、お手数をおかけいたしますが、御協力をお願いします。

7 本市からの情報提供

非常災害時の対応については、この考え方に基づくもののほか、必要に応じてメール等で御連絡します。